

株式会社ソラシドエア
安全統括管理者 殿

国土交通省航空局安全部長

客室乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について
(嚴重注意)

令和 3 年 8 月 25 日、貴社から客室乗務員が行う乗務前のアルコール検査を不正に実施した旨報告があった。その後、航空局より貴社に対して同様事例について確認するよう指示したところ、令和 3 年 8 月 27 日にも同様事案の報告があった。

【事案 1】令和 2 年 10 月 26 日、SNJ70 便（那覇発一名古屋行）において、先任客室乗務員が乗務前のアルコール検査時に、自身の代わりに別の客室乗務員に検査を実施させる不正を行った。

【事案 2】令和 3 年 3 月 25 日、SNJ84 便（那覇発一鹿児島行）において、先任客室乗務員（事案 1 と同一者）は、ある客室乗務員（事案 1 と同一者）の乗務前のアルコール検査時に、別の客室乗務員に検査を実施させる不正を行わせた。当該便に乗務した客室乗務員 3 名は、飛行勤務開始 7 時間前まで飲酒していた。

これらの事案は以下のとおり航空法第 104 条第 1 項に基づく認可規程である貴社の運航規程に違反するものであり、航空法第 119 条第 2 号に該当するものである。

- 先任客室乗務員が乗務前のアルコール検査を未実施のまま乗務した。【事案 1】
 - 客室乗務員が乗務前のアルコール検査を未実施のまま乗務した。【事案 2】
 - 運航規程で定める飛行勤務開始 8 時間以内の禁酒に違反した。【事案 2】
- また、以下のとおり安全管理システムが機能していないと認められる。
- 現場の責任者である先任客室乗務員が不正を指示した。
 - 複数の客室乗務員が不正を認識していながら注意する者がいなかった。
 - 複数の客室乗務員が飲酒をする中で、飛行勤務開始 8 時間以内の禁酒違反を注意する者がいなかった。

このような不適切な行為等が行われたことはコンプライアンス意識が欠如していると言わざる得ず、極めて遺憾であり、嚴重に注意する。

ついては、今後、このような事態が起こらないよう、本事案が発生した原因を調査し、必要な再発防止策を検討の上、令和 3 年 9 月 17 日までに文書にて報告されたい。